

「福祉心理士」資格申請手続き細則

第1条 「福祉心理士」資格認定制度規則に基づき、資格認定を受けるものは、審査料を添えて、審査書類を「福祉心理士」資格認定委員会（以下、資格認定委員会）に提出しなければならない。

第2条 資格認定委員会は、申請者が提出した申請書類を「福祉心理士」資格認定細則に基づき審査を行う。

第3条 資格認定委員会は、資格認定の結果をまとめ、委員長はその結果を日本福祉心理学会理事長に報告する。又、申請者にもその結果を通知する。

第4条 日本福祉心理学会理事長は、合格者で認定料を収めた者を福祉心理士として認定する。

第5条 審査料は20,000円（准福祉心理士は10,000円）、認定料は10,000円とする。

第6条 福祉心理士の認定を受けたものは、認定証の交付を受けてから5年ごとに、資格更新のための審査を受けなければならない。資格更新の手続きについては、別に定める。

第7条 「准福祉心理士」の認定を受けた者のうち、実務経験の条件を満たしたものは指定書類を提出し、審査を受けることができる。審査に合格し認定料を収めたものを「福祉心理士」として認定する。認定料は10,000円とする。

第8条 本細則の改正は、日本福祉心理学会理事会の承認を得るものとする。

付 則 本細則は平成20年7月20日より実施する。
本細則は平成28年3月1日より実施する。